１小学校区に複数の児童クラブが設置されているときは、希望する児童クラブを選択してください。

【小学校区に複数のクラブがある学区】

小学校区	児童クラブ名称
今宿	今宿児童クラブ（たんぽぽ）
	今宿・鶴嶺児童クラブ（ぽぽんた）
鶴嶺	鶴嶺児童クラブ（ひまわり）
	今宿・鶴嶺児童クラブ（にこにこ）
梅田	梅田児童クラブ（つくしんぼ）
	梅田第2児童クラブ（にじいろ）
東海岸	東海岸児童クラブ（マリンキッズ）
茅ヶ崎	南地区児童クラブ
	茅ヶ崎児童クラブ（きかんしゃ）

＜入所の審査＞

（1）入所申請のあった児童のうち、学年の低い児童及び障がいのある児童から優先的に入所決定します。ただし、小学第１～3学年のうち「判定点数」が１６点未満の場合は、この限りではありません。入所をしようとする児童が定員を超えたときには、入所選考を行います。

入所選考は「入所判定基準・調整指数」により、入所審査会において判定します。

【入所判定基準】

・提出された、保育が困難であることを証する書類（P.6参照）で点数を算出します。
・「就労（予定）証明書」の場合は、勤務時間で判断し、通勤時間は加味しません。また、育児短時間勤務者は、育児短時間勤務時間で判断します。育児短時間勤務の取得期間が、入所申請希望日前に終了する場合は、この限りではありません。

【調整指数】

各家庭の状況により、加算及び減算します。

【判定点数】

判定点数の算出は次の通りとします。
「父の入所判定基準点数」＋「母の入所判定基準点数」＋「調整指数」＝「判定点数」

※ひとり親の場合は「入所判定基準点数」×２とします。

【判定点数が同点となった場合】

「判定点数」が同点となった場合は、次の順で入所判定を行います。

①保護者のうち、より在宅時間の長い者の勤務時間が多い

②保護者のうち、より在宅時間の長い者の通勤時間及び勤務終了時間が遅い

③父母の通勤時間及び勤務終了時間が遅い

④保護者が、保育士・幼稚園教諭として、市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所）に就労する場合。

（1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事すること）

（2）申請クラブの優先順位

申請クラブの優先順位は、小学校区の児童クラブが1施設の場合、2施設の場合、南地区児童クラブの場合の3種類あります。入所する児童クラブは、原則として児童が在籍する小学校区に設置された児童クラブになります。小学校区に複数児童クラブが設置されている場合には、希望制になります。それぞれの優先順位は、P.9から P.11をご参照ください。

※受付後の申請クラブの変更はできません。

※障がいがある児童は、「障がいがある児童の入所に関する規程」に則り、受入可能と判断された児童が該当し、毎年入所審査会を実施し、申請児童クラブの障がいがある児童の人数、児童の障がい等の状況、家庭状況、集団の中で生活を送れる状況かどうか等総合的に判定します。

※私立小学校へ通学する児童は、居住地に属する小学校区となります。

※近年、共働き世帯の増加等に伴い、児童クラブの利用について定員を超える申請をいただいているクラブが多くあります。茅ヶ崎市が平成30年度に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」では、まずは低学年児童の待機児童解消を目指していることから、毎年度入所判定基準（障がいのある児童含む）が改訂される可能性があります。

①申請クラブの優先順位

※　随時選考の優先順位は、第3次選考と同じです。

Ⓐ小学校区に、児童クラブが【1施設】の場合（第1～3次選考・随時選考）

対象小学校区　　鶴が台・浜之郷・西浜・柳島

						第1次選考		第2次選考		第3次選考	
			申請書類提出期日			１２月１５日				２月１０日	
優先順位		判定点数	申請順位	対象児童	備考	対象	優先順位	対象	優先順位	対象	優先順位
高い	1	16点以上	1	障がいがある児童	クラブの小学校区児童のみ	●	1	×		●	1
	2			1年生		●	2	×		●	2
	3			2年生		●	3	×		●	3
	4			3年生		●	4	×		●	4
	5		2	障がいがある児童	他学区の児童	×		●	1	●	5
	6			1年生		×		●	2	●	6
	7			2年生		×		●	3	●	7
	8			3年生		×		●	4	●	8
	9		3	障がいがある児童		×		●	5	●	9
	10			1年生		×		●	6	●	10
	11			2年生		×		●	7	●	11
	12			3年生		×		●	8	●	12
	13	16点未満	1	障がいがある児童	クラブの小学校区児童のみ	●	5	×		●	13
	14			1年生		●	6	×		●	14
	15			2年生		●	7	×		●	15
	16			3年生		●	8	×		●	16
	17		2	障がいがある児童	他学区の児童	×		●	9	●	17
	18			1年生		×		●	10	●	18
	19			2年生		×		●	11	●	19
	20			3年生		×		●	12	●	20
	21		3	障がいがある児童		×		●	13	●	21
	22			1年生		×		●	14	●	22
	23			2年生		×		●	15	●	23
	24			3年生		×		●	16	●	24
	25	16点以上	1	4年生	クラブの小学校区児童のみ			●	17	●	25
	26			5年生		×		●	18	●	26
	27			6年生		×		●	19	●	27
	28		2	4年生	他学区の児童	×		●	20	●	28
	29			5年生		×		●	21	●	29
	30			6年生		×		●	22	●	30
	31		3	4年生		×		●	23	●	31
	32			5年生		×		●	24	●	32
	33			6年生		×		●	25	●	33
	34	16点未満	1	4年生	クラブの小学校区児童のみ	×		●	26	●	34
	35			5年生		×		●	27	●	35
	36			6年生		×		●	28	●	36
	37		2	4年生	他学区の児童	×		●	29	●	37
	38			5年生		×		●	30	●	38
	39			6年生		×		●	31	●	39
	40		3	4年生		×		●	32	●	40
	41			5年生		×		●	33	●	41
低い	42			6年生		×		●	34	●	42

優先順位

Ⓑ小学校区に、児童クラブが【2施設】の場合（第1～3次選考・随時選考）

対象小学校区　今宿・鶴嶺・梅田・東海岸・茅ヶ崎

						第1次選考		第2次選考		第3次選考	
			申請書類提出期日			１２月１５日				２月１０日	
優先順位		判定点数	申請順位	対象児童	備考	対象	優先順位	対象	優先順位	対象	優先順位
高い	1	16点以上	1	障がいがある児童	クラブの小学校区児童のみ※1	●	1	×		●	1
	2		2			×		●	1	●	2
	3		1	1年生		●	2	×		●	3
	4		2			×		●	2	●	4
	5		1	2年生		●	3	×		●	5
	6		2			×		●	3	●	6
	7		1	3年生		●	4	×		●	7
	8		2			×		●	4	●	8
	9		3	障がいがある児童	他学区の児童	×		●	5	●	9
	10			1年生		×		●	6	●	10
	11			2年生		×		●	7	●	11
	12			3年生		×		●	8	●	12
優先順位	13	16点未満	1	障がいがある児童	クラブの小学校区児童のみ※1	●	5	×		●	13
	14		2			×		●	9	●	14
	15		1	1年生		●	6	×		●	15
	16		2			×		●	10	●	16
	17		1	2年生		●	7	×		●	17
	18		2			×		●	11	●	18
	19		1	3年生		●	8	×		●	19
	20		2			×		●	12	●	20
	21		3	障がいがある児童	他学区の児童	×		●	13	●	21
	22			1年生		×		●	14	●	22
	23			2年生		×		●	15	●	23
	24			3年生		×		●	16	●	24
	25	16点以上	1	4年生	クラブの小学校区児童のみ※1	×		●	17	●	25
	26		2			×		●	18	●	26
	27		1	5年生		×		●	19	●	27
	28		2			×		●	20	●	28
	29		1	6年生		×		●	21	●	29
	30		2			×		●	22	●	30
	31		3	4年生	他学区の児童	×		●	23	●	31
	32			5年生		×		●	24	●	32
	33			6年生		×		●	25	●	33
	34	16点未満	1	4年生	クラブの小学校区児童のみ※1	×		●	26	●	34
	35		2			×		●	27	●	35
	36		1	5年生		×		●	28	●	36
	37		2			×		●	29	●	37
	38		1	6年生		×		●	30	●	38
	39		2			×		●	31	●	39
	40		3	4年生	他学区の児童	×		●	32	●	40
	41			5年生		×		●	33	●	41
低い	42			6年生		×		●	34	●	42

※1　申請順位2の児童クラブは、小学校区の施設に限ります。
　　他学区の児童クラブを選択することはできません。

©南地区児童クラブの場合（第１～３次選考・随時選考）対象小学校区　東海岸・茅ヶ崎

						第１次選考		第２次選考		第３次選考	
			申請書類提出期日			１２月１５日				２月１０日	
優先順位		判定点数	申請順位	対象児童	備考	対象	優先順位	対象	優先順位	対象	優先順位
高い	1	16点以上	1	障がいがある児童	東海岸と茅ヶ崎小学校の児童※1	●	1	×		●	1
	2		2			×		●	1	●	2
	3		1	1年生		●	2	×		●	3
	4		2			×		●	2	●	4
	5		1	2年生		●	3	×		●	5
	6		2			×		●	3	●	6
	7		1	3年生		●	4	×		●	7
	8		2			×		●	4	●	8
	9		2	障がいがある児童	東海岸と茅ヶ崎小学校以外の児童	×		●	5	●	9
	10			1年生		×		●	6	●	10
	11			2年生		×		●	7	●	11
	12			3年生		×		●	8	●	12
	13		3	障がいがある児童		×		●	9	●	13
	14			1年生		×		●	10	●	14
	15			2年生		×		●	11	●	15
	16			3年生		×		●	12	●	16
優先順位	17	16点未満	1	障がいがある児童	東海岸と茅ヶ崎小学校の児童※1	●	5	×		●	17
	18		2			×		●	13	●	18
	19		1	1年生		●	6	×		●	19
	20		2			×		●	14	●	20
	21		1	2年生		●	7	×		●	21
	22		2			×		●	15	●	22
	23		1	3年生		●	8	×		●	23
	24		2			×		●	16	●	24
	25		2	障がいがある児童	東海岸と茅ヶ崎小学校以外の児童	×		●	17	●	25
	26			1年生		×		●	18	●	26
	27			2年生		×		●	19	●	27
	28			3年生		×		●	20	●	28
	29		3	障がいがある児童		×		●	21	●	29
	30			1年生		×		●	22	●	30
	31			2年生		×		●	23	●	31
	32			3年生		×		●	24	●	32
	33	16点以上	1	4年生	東海岸と茅ヶ崎小学校の児童※1	×		●	25	●	33
	34		2			×		●	26	●	34
	35		1	5年生		×		●	27	●	35
	36		2			×		●	28	●	36
	37		1	6年生		×		●	29	●	37
	38		2			×		●	30	●	38
	39		2	4年生	東海岸と茅ヶ崎小学校以外の児童	×		●	31	●	39
	40			5年生		×		●	32	●	40
	41			6年生		×		●	33	●	41
	42		3	4年生		×		●	34	●	42
	43			5年生		×		●	35	●	43
	44			6年生		×		●	36	●	44
	45	16点未満	1	4年生	東海岸と茅ヶ崎小学校の児童※1	×		●	37	●	45
	46		2			×		●	38	●	46
	47		1	5年生		×		●	39	●	47
	48		2			×		●	40	●	48
	49		1	6年生		×		●	41	●	49
	50		2			×		●	42	●	50
	51		2	4年生	東海岸と茅ヶ崎小学校以外の児童	×		●	43	●	51
	52			5年生		×		●	44	●	52
	53			6年生		×		●	45	●	53
	54		3	4年生		×		●	46	●	54
	55			5年生		×		●	47	●	55
低い	56			6年生		×		●	48	●	56

※1　申請順位2の児童クラブは、小学校区の施設に限ります。
　　他学区の児童クラブを選択することはできません。

②「入所判定基準・調整指数」の対象

提出された入所申請書類に基づいて「入所判定基準・調整指数」の点数をつけていきます。

Ⓐ「入所判定基準」

・就労による場合

提出書類:　　就労（予定）証明書

就労日数		月 20 日	週 5 日	
※労働契約上の就労時間	固定就労の場合	1日の就労時間 9 時間/日 ※休憩時間を含む	勤務日（時間）	平日[☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金] 9:00 ～ 18:00 土曜[□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし] ： ～ ： 祝日[□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし] ： ～ ：
	変則就労の場合	①1日の就労時間 9 時間/日 ②月の就労時間 180 時間/月 ①、②どちらか記入してください	勤務時間	① 10:00 ～ 19:00 ③ 9:00 ～ 18:00 ③ 7:45 ～ 16:45 ④ ： ～ ： ※主な勤務パターンを記載してください
			休日	☑不定期 □土曜 □日曜祝日 □その他（ ）

提出された「就労（予定）証明書」の、勤務時間、労働日数（週or月）を、「入所判定基準」に照らし合わせて、点数を導きます。

育児休業取得状況（育児休業を取得している方は赤枠内も記載してください）			
出産年月日	2019 年 ○月 ○日	産前産後期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日
育児休業取得期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日 □延長不可 ☑延長可能 → 最大 2020年 ○月 ○日まで延長可能		
育児休業の短縮	☑育児休業を短縮して保育所等に入所した翌月の10日までに復職することができる。 □短縮不可 → ［復職予定日］ 年 月 日		
短時間勤務制度（予定）	☑取得中 □取得予定 □無し □未定	取得（予定）期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日
		取得中の勤務時間	10:00 ～ 15:30 （ 子が3歳に到達するまで ）

育児短時間勤務者は、育児短時間勤務時間で、点数を導きます。
（通勤時間、残業等は加味しません。）

・求職活動・起業準備による場合

提出書類:　求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
※提出書類の内容を確認し、点数を導きます

・出産による場合

提出書類:　母子手帳等のコピー
※提出書類の内容を確認し、点数を導きます

・育児休業の場合

提出書類:　就労（予定）証明書
※提出書類の内容を確認し、点数を導きます

・入所申請時に育児休業取得中で保育園申請中の場合

入所申請時にご提出いただいた就労（予定）証明書では育児休業取得中の為、調整指数が－5 点となります。

申請中の保育園に入園が決定すれば、育児休業を短縮して復職される場合は、以下の①、②の手続きをとっていただく事を条件に、調整指数－5 点の対象外として、入所審査いたします。

【令和4年4月1日入所の場合】

（4月16日以降の入所の場合は別途お問い合わせください。）

①保育園の結果が出るのが、「保育所等のしおり」によれば1月上旬になっていますので、結果の通知が届きましたら、**令和4年1月14日（金）**までに、当会へお電話にて結果をご連絡ください。

②復職後、復職証明書を入所月の翌月10日までに在籍児童クラブへご提出してください。（令和4年4月1日入所の場合は令和4年5月10日（火）までに提出）

※復職証明書のご提出が無い場合は、入所月の翌月末で退所となりますので、ご注意ください。

・疾病による場合

提出書類：診断書・障害者手帳等のコピー
※提出書類の内容を確認し、点数を導きます

・看護・介護等による場合

提出書類：看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳等のコピー又は、
看護・介護を必要とすることを証明できるもの
※提出書類の内容を確認し、点数を導きます

・就学による場合

提出書類：就学状況申告書・在学期間の記載のある在学証明書のコピー
時間割表等のコピー
（新入学等の場合は、前年度の通学予定のクラス等の時間割）

就学期間	年　月　日から　年　月　日まで
就学形態	□学生　□通信教育　□職業訓練生　□その他（　）
通学時間／手段	自宅から片道（　分）主な通勤手段（　分）最寄駅（　）
就学時間／日数	[授業の時間帯] 月曜日　火曜日　水曜日　木曜日　金曜日　土曜日　日曜日 開始　：　：　：　：　：　：　： 終了　：　：　：　：　：　：　： [就学時間及び就学日数] 1日の就学時間＿＿時間　就学日数＿＿日／週・＿＿日／月
就学内容	
卒業後の予定	□就労先が決まっている 就労開始日　年　月　日 就労先名 □就労先が決まっていない

1日の就学時間、就学日数と時間割表等との整合性を確認して、点数を導きます。
（通学時間は加味しません。）

Ⓑ「調整指数」の点数の対象部分

同居の家族※申請児童を除く	氏　名	児童との続柄	年齢	保育できない理由
	フリガナ	父		□労働　□求職中　□産休・育休　□疾病又は負傷、障害等 □他の者を看護・介護　□災害復旧に従事
	フリガナ	母		□労働　□求職中　□産休・育休　□疾病又は負傷、障害等 □他の者を看護・介護　□災害復旧に従事

「入所申請書」表面の同居の家族欄より点数を導きます。

状況により、別途資料を提出していただく場合があります。

「転居（転校）の為の入所」に関しては、お申込み時に、ご相談ください。

・ひとり親世帯（祖父母同居の場合を除く）

a）離婚調停中

提出書類：裁判所の受付印のある申立書のコピー

b）別居中

提出書類：住民票上も住居が別の場合は、申請児童がいる世帯全部の住民票

・単身赴任の場合

提出書類：対象保護者の「就労（予定）証明書」の勤務地欄で確認

・転居（転校）の為の入所の場合

提出書類：転居（転校）月日が確認出来る書類（住民票等）

・育児休業中の場合

提出書類：対象保護者の「就労（予定）証明書」で確認

・前年度長期休暇中のみの利用が認められた場合

⇒　前年度在籍データで確認

例）7月に入所し8月末で退所した場合

3月に入所し3月末で退所した場合

（新年度入所待機になった場合を除く）

Ⓒ「判定点数」の同点者が複数あった場合

同点者の中より、次の順で優先順位を決定します。

①保護者のうち、より在宅時間の長い者の勤務時間が多い

就労日数	月 20 日	週 5 日
就労時間（※労働契約上の就労時間）／固定就労の場合	1日の就労時間 9 時間/日 ※休憩時間を含む	平日[☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金]　9:00 ～ 18:00 土曜[□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし]　: ～ : 祝日[□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし]　: ～ :
変則就労の場合	①1日の就労時間 9 時間/日 ②月の就労時間 180 時間/月 ①、②どちらか記入してください	勤務時間 ① 10:00 ～ 19:00　③ 9:00 ～ 18:00 ② 7:45 ～ 16:45　④ : ～ : ※主な勤務パターンを記載してください 休日 ☑不定期　□土曜　□日曜祝日 □その他（　　）

1日の勤務時間×1ヶ月の勤務日数の計がより多い

優先高　9 時間×20 日＝180 時間
優先低　6 時間×20 日＝120 時間

・育児短時間勤務をしている場合

育児休業取得状況（育児休業を取得している方は赤枠内も記載してください）			
出産年月日	2019 年 ○月 ○日	産前産後期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日
育児休業取得期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日 □延長不可 ☑延長可能 → 最大 2020年 ○月 ○日まで延長可能		
育児休業の短縮	☑育児休業を短縮して保育所等に入所した翌月の10日までに復職することができる。 □短縮不可 → ［復職予定日］ 年 月 日		
短時間勤務制度（予定）	☑取得中 □取得予定	取得（予定）期間	2019 年 ○月 ○日 ～ 2019 年 ○月 ○日
	□無し □未定	取得中の勤務時間	10:00 ～ 15:30 （ 子が3歳に到達するまで ）

提出された「就労（予定）証明書」の「育児短時間」の欄の（平日）の勤務時間で、計算します。
※育児短時間勤務の取得期間が、入所申請希望日前に終了する場合は、この限りではありません。

②保護者のうち、より在宅時間の長い者の通勤時間及び勤務終了時間が遅い

就労日数		月 20 日		週 5 日
※労働契約上の就労時間	固定就労の場合	1日の就労時間 9 時間/日 ※休憩時間を含む	勤務日（時間）	平日［☑月 ☑火 ☑水 □木 ☑金］ 9:00 ～ 18:00 土曜［□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし］ : ～ 祝日［□毎週 □隔週 □不定期 ☑なし］ : ～
	変則就労の場合	①1日の就労時間 9 時間/日 ②月の就労時間 180 時間/月 ①、②どちらか記入してください	勤務時間	① 10:00 ～ 19:00 ③ 9:00 ～ 18:00 ③ 9:45 ～ 16:45 ④ : ～ : ※主な勤務パターンを記載してください
			休日	☑不定期 □土曜 □日曜祝日 □その他（ ）
通勤時間/手段 ※保護者記入可	自宅から勤務先まで	片道 60 分	通勤手段	☑電車 ☑バス □車 □自転車 □その他（ ）
	勤務先の最寄り駅	大阪 駅		

提出された「就労（予定）証明書」の勤務終了時間＋通勤時間で、より遅い時間を優先順位の上位とします。

左記の例だと、勤務終了 18 時＋通勤時間 60 分＝19 時

③父母の通勤時間及び勤務終了時間が遅い

④保護者が、保育士・幼稚園教諭として、市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所）に就労する場合

（1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事すること）

（3）きょうだいで入所申請した場合

①【きょうだい同時申請の方で、第2・3希望であれば一緒に入所できる場合】の項目「1．きょうだいで一緒なら第2・3希望のクラブで構わない」に、○をした場合の取り扱いは、次の通りとなります。

・第1次選考回

12月15日までに入所申請のあった、小学第1～3学年、障がいのある児童の「申請順位1位」のみ入所審査を行い入所決定します。

・第2次選考回

12月15日までに入所申請のあった、全学年の児童の「申請順位1位～3位」の入所審査を行い入所決定します。

入所申請しているきょうだいのうち、優先度の高い児童のみが「申請順位1位」に入所が可能でも、きょうだいで入所出来る第2・3希望のクラブで入所決定します。

・第3次選考回

第2次選考回で入所決定しなかった児童（待機児童）及び12月16日～2月10日までに、入所申請書を提出した全学年の児童の入所審査を行い入所決定します。

「1．きょうだいで一緒なら第2・3希望のクラブで構わない」に、○をした場合は、きょうだいで入所出来る第2・3希望のクラブに入所決定します。

・随時

各入所申請の提出期日までに、申請書の提出された児童及び、待機児童の全学年の入所審査を行い入所決定します。

「1．きょうだいで一緒なら第2・3希望のクラブで構わない」に、〇をした場合は、きょうだいで入所出来る第2・3希望のクラブに入所決定します。

②きょうだい同時申請で、学年が高い児童が、申請順位1・2・3希望の児童クラブ全てに入所できない場合で、学年が低い児童のみ入所可能な場合は、申請順位1・2・3希望で判定し、入所可能な児童クラブに入所決定します。

（4）入所承認された児童クラブは、年度内在籍していただきます。
ただし、転居等により、小学校区が変更している場合は、この限りではありません。
※年度途中で退所を希望する場合は、P.19「■退所について」を、ご参照ください。

＜待機＞

入所の審査後待機となった場合は、入所を希望する児童クラブの定員に空きが出たら、空きがでた時点の優先順位の上位者より、ご連絡します。
連絡後2日以内に、入所意思が確認出来ない場合は、次の優先順位者に移行します。

＜入所の承認制限＞

児童クラブに入所しようとする児童が次のいずれかに該当するときは、入所を承認しないことがあります。
（1）集団における指導が困難と認められるとき。
（2）その他児童クラブの管理上支障があると認められるとき。

＜入所の承認と入所の辞退＞

入所の承認をするときはその旨を、入所の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市児童クラブ入所決定書により申請者に通知します。

※入所決定後入所を取りやめる場合は、「茅ヶ崎市児童クラブ入所（申請取下・決定辞退）書」を提出してください。
書類の提出が無い場合は、在籍している児童となりますので、育成料とおやつ代を徴収します。

※例年、公設の児童クラブと民設の児童クラブの同時入所申請しているご家庭が多数あり、両方の児童クラブの入所決定を受けて、一方の入所決定を辞退する手続きを行っていないケースがあります。公設児童クラブの入所決定を辞退する場合は、確実に手続きをしてください。

児童クラブ入所判定表

別表１　入所判定基準　　令和３年10月１日

類型	細目		点数
１　居宅外労働	外勤 自営 （代表者）	月１６０時間以上（月２０日以上かつ１日８時間以上等）	10
		月１４０時間以上（月２０日以上かつ１日７時間以上等）	9
		月１２０時間以上（月２０日以上かつ１日６時間以上／月１５日以上かつ１日８時間以上等）	8
		月１１２時間以上（月１６日以上かつ１日７時間以上等）	7
		月　９６時間以上（月１６日以上かつ１日６時間以上等）	6
		月　６０時間以上（月１２日以上かつ１日５時間以上等）	5
		上記以外	1
	自営 （代表者以外）	月１６０時間以上（月２０日以上かつ１日８時間以上等）	9
		月１４０時間以上（月２０日以上かつ１日７時間以上等）	8
		月１２０時間以上（月２０日以上かつ１日６時間以上／月１５日以上かつ１日８時間以上等）	7
		月１１２時間以上（月１６日以上かつ１日７時間以上等）	6
		月　９６時間以上（月１６日以上かつ１日６時間以上等）	5
		月　６０時間以上（月１２日以上かつ１日５時間以上等）	4
		上記以外	1
２　居宅内労働	自営 （代表者）	月１６０時間以上（月２０日以上かつ１日８時間以上等）	8
		月１４０時間以上（月２０日以上かつ１日７時間以上等）	7
		月１２０時間以上（月２０日以上かつ１日６時間以上／月１５日以上かつ１日８時間以上等）	6
		月１１２時間以上（月１６日以上かつ１日７時間以上等）	5
		月　９６時間以上（月１６日以上かつ１日６時間以上等）	4
		月　６０時間以上（月１２日以上かつ１日５時間以上等）	3
		上記以外	1
	自営 （代表者以外）	月１６０時間以上（月２０日以上かつ１日８時間以上等）	7
		月１４０時間以上（月２０日以上かつ１日７時間以上等）	6
		月１２０時間以上（月２０日以上かつ１日６時間以上／月１５日以上かつ１日８時間以上等）	5
		月１１２時間以上（月１６日以上かつ１日７時間以上等）	4
		月　９６時間以上（月１６日以上かつ１日６時間以上等）	3
		月　６０時間以上（月１２日以上かつ１日５時間以上等）	2
		上記以外	1
	上記以外の居宅内労働 （在宅勤務・内職など　収入を証明する書類により判断）		7～3
求職			1
内定（入所後就労開始）	上記に該当する就労時間の項目から　-2		

類型	細目	点数
３　妊娠、出産		9

類型	細目		点数
４　疾病、心身障害等	入院		10
	疾病	常時臥床	10
		慢性疾患（寝たきりでないが、通院加療を行い、１か月６０時間以上の安静が必要で保育が困難な場合）	8
		慢性疾患（上記以外の状態で寝たきりでないが、安静が必要なため保育が困難な場合）	6
		精神疾患	10
	障害	身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級	10
		身体障害者手帳３級・４級、療育手帳Ｂ１・Ｂ２、精神障害者保健福祉手帳２級	8
		上記以外の各種手帳を所持している	6

類型	細目	点数
５　同居の病人の看護等（月６０時間以上の介護（食事・排泄・入浴の介護）等が必要になります）	入院中の者の付き添いが常時必要（主治医の診断書により判断）	10
	同居者の自宅看護	5
	身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級もしくは要介護認定３以上の親族の自宅看護等	10
	身体障害者手帳３級・４級、療育手帳Ｂ１・Ｂ２、精神障害者保健福祉手帳２級もしくは要介護認定１または２の親族の自宅看護等	8
	上記以外の各種手帳を所持しているもしくは要支援１または２の親族の自宅看護等	6

類型	細目	点数
６　災害	災害等の復旧のため保育にあたれない	10

類型	細目		点数
７　その他	就学・技能取得のため	通学（月２０日以上かつ１日６時間以上）	8
		通学（上記以外）	7～1
	市長が保育に欠けると認める場合		市長が定める

別表２　調整指数

保護者等の状況	点数
ひとり親世帯（祖父母（年齢問わず）同居の場合を除く）である/離婚・離婚調停中・死別・未婚等	＋５
単身赴任	＋４
年度途中における転居（転校）の為の入所	＋３
同居（生計同一の二世帯含む）･同一敷地内に保育要件を満たしていない祖父母が同居している場合	－５
育児休業中の場合（きょうだい児がおり、年度当初保育所入所で市指定期日までに復帰する場合はこの限りではない（児童クラブ入所審査時点での状況により判断する））	－５
前年度長期休暇中のみの利用が認められた場合	－５
入所決定を辞退した・入所を保留した・年度途中に退所し再申請する場合	－２
通信大学・通信教育（スクーリング必須）の場合	－２
市長が緊急性が高いと判断した場合	市長が定める

別表３　必要添付書類の表

	種　　別	必要添付書類	備　　考
1	就労により保育が困難な場合	・就労証明書 ・自営業については、確定申告の控え等（専従者の確認）のコピー ・内職については、仕切書・納品書等（勤務時間の換算確認）のコピー	確定申告提出の場合は、必ず受付印があるもので、第１表、第２表を提出してください
2	出産により保育が困難な場合	・母子手帳等のコピー	母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの
3	疾病により保育が困難な場合	・診断書・障害者手帳等のコピー	
4	看護・介護等により保育が困難な場合	・看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの	介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること
5	就学により保育が困難な場合	・就学状況申告書 ・在学期間の記載のある在学証明書のコピー ・時間割表等のコピー（新入学等の場合は、前年度の通学予定のクラス等の時間割を提出）	
6	育児休業中により保育が困難な場合	・就労証明書	復職した際には、復職証明書を提出してください。